

【保管場所使用権原疎明書面（自認書）】の記載例

留意事項

- この書面は、自動車保管場所証明申請又は自動車保管場所届出に係る車庫が自己所有の土地又は建物の場合に作成するものです。
- 「証明申請」とは、自動車を運輸支局に登録する場合に必要となる自動車保管場所証明申請のことです。
- 「届出」とは、軽自動車を新たに取得した場合又は保管場所証明書の交付を得た車庫又は届出済みの車庫を変更した場合に行う自動車保管場所変更届出のことです。

保管場所使用権原疎明書面（自認書）

いずれか、該当する項目に○印を付けてください。

証明申請・届出に係る保管場所である土地・建物は、私の所有であることに間違いありません。

麹町警察署長 殿

〇〇年△△月□□日

〒(100) 8929
区
住所 千代田 霞ヶ関 町 1 丁目 2 番 3 号
市
かすみ荘102号室

氏名 日本太郎
電話 03(3581) △110 番

記載上の留意点

- 1 保管場所である土地・建物の両方が自己所有の場合は、「土地」「建物」の両方に○印を付けてください。
- 2 保管場所である土地が自己所有の場合は、「土地」に○印を付けてください。
- 3 保管場所である車庫が、建物と一体となって建造されている場合(ビルトイン車庫等)は、「建物」に○印を付ける。
- 4 共有の場合は、「自認書」のほかに、他の共有者全員の使用承諾証明書を添付してください。(自認書の余白に記載できる場合は、その部分に連記することができます。)
- 5 上記1から4に該当しない場合には、下記書面のうちいずれか1通を提出してください。
 - 駐車場賃貸契約書の写し
 - 駐車場料金領収書(契約書がない時)等
 - 保管場所使用承諾証明書

【保管場所所在図・配置図】の記載例

留意事項

- 次に該当する場合は、自動車保管場所証明申請書又は自動車保管場所届出書の「保管場所標章番号欄」に旧自動車の保管場所標章番号を記載することにより、「所在図」の記載を省略することができます。
 - ・「自動車の使用の本拠の位置」「自動車の保管場所の位置」のいずれも、旧自動車と変更がない。
 - ・自動車保管場所証明申請の場合は、申請の時点で旧自動車を保有している。軽自動車の自動車保管場所届出(新規)の場合は、届出の時点で旧自動車を保有しているか、または届出日の前15日以内に保有していた。
- 「自動車の本拠の位置」と「自動車の保管場所の位置」が同一の場合も「所在図」の記載を省略することができます。(平成23年7月19日から適用)
- 上記に該当する場合でも「配置図」の記載は省略できません。

